

盛土のあり方検討会議としての国への提案要求内容

本検討会議で議論してきた課題、これまでの提案要求内容及び盛土規制法案を踏まえ、以下について提案要求する。

提案要求内容	関係事項
(1) 地方公共団体が適切に危険な盛土等に対応できるよう、以下の措置を講じること。	
① 新たな法制度について、都民、国民への確実な周知、調査・災害防止措置費用の縮減策の検討や財政支援など、 <u>総合的な施策の充実</u> を図ること	盛土規制法案
② 土地所有者等又は原因行為者の資力の不足により、代執行にかかる費用を求償できない場合に備え、 <u>企業・団体からの出えんを含む基金</u> （廃棄物処理法第13条の15に類似規定有）を創設すること。	検討会議課題
③ 危険な盛土等への抜本的な危険箇所対策、応急対策、詳細調査等のための <u>財政支援制度については</u> 、申請や交付手続が簡素で、適宜要求を受け付ける制度とし、速やかな交付に努めるなど、 <u>柔軟かつ活用しやすい仕組み</u> とすること。	検討会議課題
④ 土砂等の無許可の埋立てや投棄を防止するため、デジタル技術を活用して <u>埋立て・投棄行為等を監視できるシステムの構築</u> について検討すること。	関東地方知事 会議要望 検討会議課題
(2) 建設発生土の適正処理を一層促進するため、以下の措置を講じること。	
① <u>建設発生土等の発生から処分に至る流れ</u> について、 <u>国が一元的に管理する仕組み</u> を創設すること。 <u>自治体においても情報を共有できる仕組み</u> を設けること。	検討会議課題
② 発生者を含め、不適正な処理を行った者に対する、 <u>適正処理の命令規定及び抑止力のある罰則規定</u> を設けること。	関東地方知事 会議要望
(3) 土地所有者等が適切に盛土造成地の保全を図るよう、以下の措置を講じること。	
① 盛土造成地の売買において、施工内容等の土地の管理に <u>必要な情報が土地取得者に引き継がれる</u> よう、制度の整備を図ること。	既往提案要求
② 盛土造成地の土地所有者等が一団の土地を <u>連帯して維持管理するための制度</u> の整備を図ること。	既往提案要求